



【平成 29 年度の重点実施事項】

三田労働基準監督署においては、関係機関と連携を図りながら、働き過ぎ、多発している労働災害、不幸にして被災された方の補償などの課題を重点に行政を推進していきます

長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止

(時間外・休日労働が月 80 時間を超えていると考えられる事業場や過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する重点的な監督指導の実施)

12 次防の計画目標の達成に向け、死亡災害、死傷災害を減少させる重点的で積極的な指導

メンタルヘルス対策及び職業性疾病対策の推進

迅速・適正な労災補償の実施

【管内概況】 三田労働基準監督署管轄区域 = 港区

港区の面積・人口 面積 20.34 km² 人口：250,193 人（平成 29 年 3 月 1 日現在） 昼間人口は約 90 万人
主な地域

- ・オフィス街（虎ノ門・新橋・芝・浜松町等）+ ウォーターフロント（汐留・芝浦・台場等）
- 港区は、千代田区・中央区と並んで都心三区に数えられ、日本のビジネスの中心
- 大企業の本社が多く、その取引関係にある中小企業等も高度に集積しており、経済活動が非常に活発
- ・商業エリア（青山・赤坂・六本木・台場） ...接客娯楽業の集中
- ・物流拠点・港湾施設（港南・芝浦・日の出・竹芝） ...倉庫、港湾荷役業
- ・住宅街（麻布・白金台）
- ・自然環境（東宮御所・迎賓館・芝公園・自然教育園）
- ・駐日大使館や外資系企業が数多く立地 外国人居住者が人口の約 8 %（19,268 人）

【監督署の組織と主な業務】

【方面】

- ・長時間労働が疑われる事業場等に対する監督指導
- ・人権侵害を伴う等重大悪質事案に対する司法事件捜査
- ・賃金、解雇、労働時間等の労働条件に関する申告
- ・有期特措法の計画・就業規則・三六協定等の届出受理

【総合労働相談コーナー】 労働条件等の相談

【安全衛生課】

- ・災害が多発する事業場等に対する指導
- ・リスクの高い機械や物質を扱っている事業場等に対する指導
- ・工事計画等の届出受理、クレーン等の検査
- ・労働者死傷病報告等の届出受理

【労災課】

- ・労働災害、通勤災害の申請の受付・調査
- ・労働保険関係成立の届出、労働保険料の申告・納付

【業務課】

- ・庶務

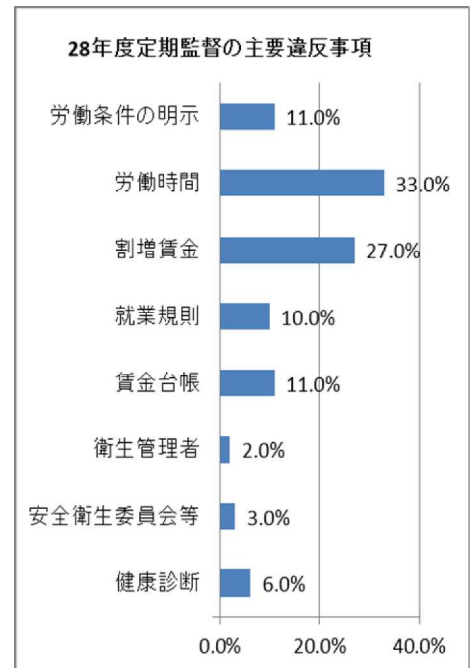
平成 29 年度 重点対策の具体的内容

1 安心して働ける労働環境の整備のために

- (1) 脳・心疾患や精神障害等の労災請求件数が高水準で推移し、長時間労働による健康障害が発生していることから、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び労働条件の確保のための監督指導を実施します。また、最低労働条件の確保にとどまらない取組を要請します。

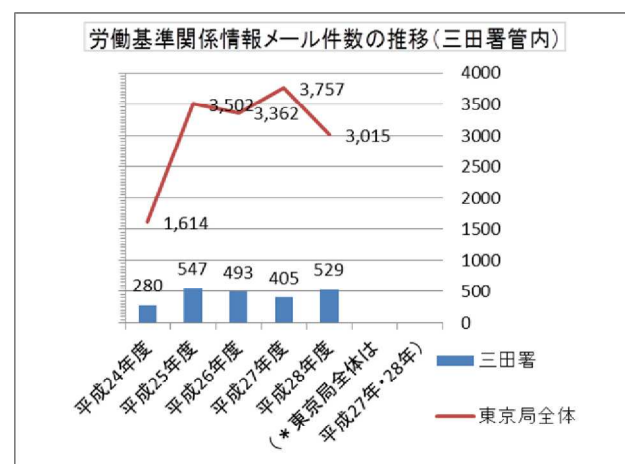
以下の重点項目により、個別の指導、講習会及び労使団体等各種団体の総会等あらゆる機会を通じて取り組みます。

時間外労働・休日労働の協定届の適正な締結と限度基準の遵守等による長時間労働の抑制
月 80 時間超の時間外・休日労働が疑われる事業場に対する監督指導の実施
過労死等労災請求事案があり、長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導の実施
違法な長時間労働を複数の事業場で行う企業に対する局長等による指導・公表制度の取組強化
労働時間適正把握ガイドラインの周知
非正規労働者も含む全ての労働者に関する労働条件通知書の交付などによる労働条件の明確化



- (2) 相談に懇切・丁寧に対応するとともに、相談等を契機とした監督指導を実施します。

来署される方、電話等でお問い合わせされる方に対する懇切丁寧な対応
総合労働相談コーナーでは、労使間のトラブル等について様々なご相談に対応するとともに、トラブル解決に向けたあっせん等の受付
相談や寄せられた情報の内容から労働基準法関係法令違反のおそれのある事業場に対する監督指導の実施



- (3) 迅速・適正な申告処理等を行います。

賃金不払、解雇等について、労働基準法違反が疑われる事案について、労働者からの申告を受けて、事業主から違反の事実確認を迅速に行い、違反が認められたら是正するよう指導を実施

2 安全・健康に働ける職場の確保のために

(1) 建設業、第三次産業(小売業・飲食店等)を重点とした労働災害防止対策の年間を通じた切れ目のない指導

三田監督署管内の休業4日以上(死亡災害含む。)の労働災害(以下「労働災害」と言います。)は、平成27年と比較すると微減(15人減。前年比3%減。)しているものの、平成21年以降明確な減少傾向を示していないことから、第12次東京労働局労働災害防止計画の最終年である本年は、目標達成に向けて労働災害を大きく減少させることが重要な課題です。

三田監督署管内の災害の約8割は三次産業が占めており、一方オリンピック・パラリンピック東京大会を控えて引き続き建設工事量の増加も予想されることから、平成29年度においては、死亡災害等重篤災害の防止と死傷災害の防止の双方を視野に、下記の取組みを重点に進めていきます。

建設業

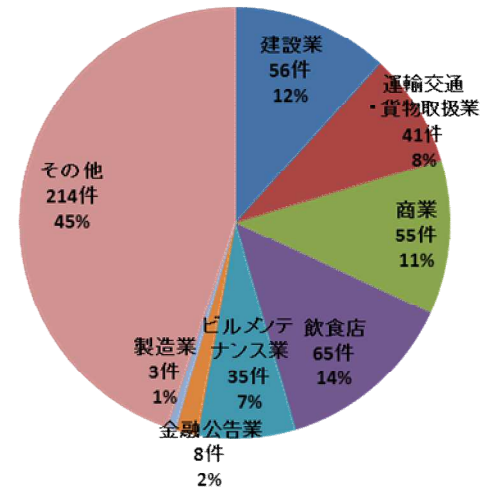
- ① 計画届受理時や個別指導等の際に、注文者等による足場の点検の実施等墜落災害の防止対策の徹底について指導
- ② 新規入場者教育等の徹底、新規着工現場に対する指導
- ③ 解体・改修工事に対する取組の強化

小売業・飲食店

- ① 多発している転倒災害に着目した取組の強化
- ② 災害の多発している食品加工用機械に着目した指導
「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」に基づく企業本社等に対する指導

業種別災害発生状況

(H28年確定値、三田署)



合計477件 (平成28年確定値)

(2) 健康障害防止等職場における健康確保対策の普及啓発と指導

健康確保推進のため下記の取組みを重点に進めていきます。

過重労働による脳・心臓疾患の発症を防止するため、医師による面接指導などの健康管理対策の指導

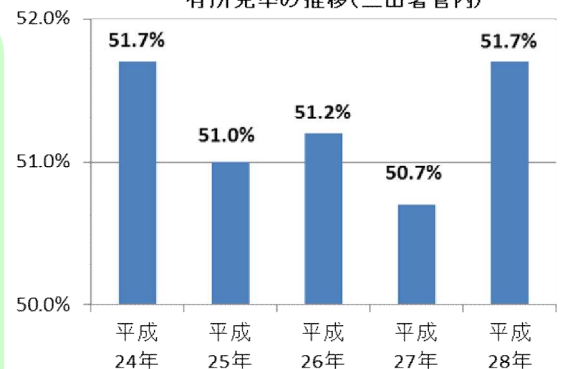
平成27年12月から施行されたストレスチェック制度の推進
メンタルヘルス・自殺予防対策の指導

化学物質によるがん、アスベスト関連疾患、じん肺症等の予防対策の指導

熱中症などに対する広報・指導

定期健康診断の有所見率の改善に向けた取組み指導

有所見率の推移(三田署管内)



3 労災被災者とその家族が安心して生活するために

労働者が安心して治療に専念し早期に職場復帰ができるよう、また、事業主間の公平が図られるよう、以下の取組を重点に進めていきます。

労働保険未手続事業一掃対策の推進

労働保険料等の適正徴収

過労死等事案・石綿関連疾患事案に係る的確な労災認定

労災補償業務の迅速・適正な事務処理の徹底

労災受付件数の推移

